

令和 4 年 5 月 2 7 日

○条例

小田原市手数料条例及び小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市手数料条例及び小田原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 7 号

小田原市手数料条例及び小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

(小田原市手数料条例の一部改正)

第 1 条 小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 2 号中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同条第 4 3 号中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同条第 5 7 号中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同条第 5 8 号中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改める。

(小田原市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 小田原市建築基準条例（平成 1 5 年小田原市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 5 条中「第 8 5 条第 5 項又は第 6 項」を「第 8 5 条第 6 項又は第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 3 1 日から施行する。

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 9 号

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

(小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 4 3 年小田原市規則第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 3 条」を「第 4 4 条」に改める。

第 1 2 条第 2 号中「場合又は」を「場合、同法第 6 4 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

(小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 2 条 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和 4 4 年小田原市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「場合又は」を「場合、同法第 6 4 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「7 3, 0 9 0 円」を「7 5, 2 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「3 6, 5 0 0 円」を「3 7, 6 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 0 号

小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則及び小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

(小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則の一部改正)

第 1 条 小田原市老人の福祉の措置に関する取扱規則（昭和 5 8 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 2 (2) 中「第 2 4 項」を「第 2 7 項」に、「第 3 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項」を「第 2 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 2 項」に改める。

(小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成 3 1 年小田原市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 (2) 中「第 3 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 3 項」を「第 2 項並びに第 4 1 条の 1 9 の 4 第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。